

No.	質問事項に係る募集要項等のページ	質問事項に係る募集要項等の具体的な箇所	質問事項	回答
1 〔No.1〕	募集要項 p5	「第3 東京都の協力」2(1)	本事業者として実施するイベント・セミナー等の各普及啓発事業について、東京都はプレス発表を行うか。	東京都は、本事業の事業者募集・事業者決定に係るプレス発表を行います。事業者が実施する各イベント・セミナー等についてプレス発表は行いません。 なお、事業者が実施する各イベント・セミナー等について、東京都住宅政策本部のtwitter等による広報は予定しています。
2 〔No.1〕	募集要項 p5	「第3 東京都の協力」2(1)	本事業に関し、東京都でプレスした内容について、転載等の情報の2次利用は可能か、また転載の限度はあるか。	出典を明記した上で、プレスした内容の利用は可能です。
3 〔No.2〕	募集要項 p1	「第2 事業内容」1(1)	「おしかけ講座(仮称)」と「セミナー、イベントの開催」の違いは何か。	「おしかけ講座」は、募集要項等にも記載のあるとおり、自治会や各種団体からの講師派遣要請に応じて、日時や会場、内容等を当該申請者と調整の上、専門家が会合に出向き実施する講座です。そのため、おしかけ講座実施に当たっては、受講希望者(申請者)からの申し出(要請)が前提条件になります。 一方、「セミナーやイベント」は、当該事業者が主体的に、あらかじめ開催日時や開催場所、内容等を設定した上で、受講希望者を募るものです。おしかけ講座と異なり、受講希望者からの要請は不要ですが、セミナーやイベント等をより効果的なものとするために、日ごろから受講者のニーズを把握する等の工夫は必要です。
4 〔No.3〕	募集要項 p3	「第2 事業内容」1(8)	プレスリリース配信費用について、広告経費として補助対象に該当するか。	事業の実施のために必要と認める経費(同要項第2 1(8)エ)は補助対象となります。 ご質問の案件が補助対象経費に該当するかどうかは、具体的に内容を把握した上で判断します。
5 〔No.4〕	募集要項 p3	「第2 事業内容」2(1)	相談事業の成果報告時に、都外の成果を含むことは可能か。	都外の相談窓口であっても、補助対象となる相談者は「東京都内に所在する空き家の所有者(空き家を所有することが見込まれる者及びその関係者を含む。)又は東京都外に所在する空き家を所有する東京都民(空き家を所有することが見込まれる者及びその関係者を含む。)」(同要項第2 2(2))です。
6 〔No.5〕	募集要項 p7	「第9 審査・選定」	プレゼンテーションの流れや質疑応答の有無について教えてほしい。	プレゼンテーションの流れ等については、プレゼンテーションへの参加が決定した際に、別途通知文にてお知らせします。
7 〔No.5〕	募集要項 p7	「第9 審査・選定」	事業提案書に、図や画像を含めてよいか。	指定枚数以内かつ指定の文字の大きさ以上で掲載できる場合は、結構です。
8 〔No.6〕	募集要項 p7	「第9 審査・選定」	本事業における実績を教えてください。	平成30年度実績(5事業者合計)は、相談件数420件、セミナー等開催の延べ日数64日です。
9 〔No.7〕	募集要項 p8	「第9 審査・選定」1(10)	リストに記載する専門家及び協力事業者について、社外委託業者や社内で専門に従事するもの等、基準はあるか。	専門家については、社内外問わず、法務や不動産等の専門家で、本事業を御社と共に取り組むことに了解されている方についてご記入ください。また、協力事業者については、本事業を御社と共に取り組むことに了解されているのであれば、社外の委託業者でも構いません。